

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 30 日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 3 号

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市国民健康保険条例施行規則（昭和 44 年新潟市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「別記様式第 2 号による」を「別に定める」に改める。

第 12 条の 2 中「別記様式第 2 号の 2 による」を「別に定める」に改める。

第 13 条中「単位として、別記様式第 3 号による」を「単位とする」に改める。

第 16 条第 1 項中「別記様式第 4 号、別記様式第 4 号の 2、別記様式第 4 号の 3、別記様式第 4 号の 4、別記様式第 4 号の 4 の 2 又は別記様式第 4 号の 5 による」を「別に定める」に改め、同条第 2 項中「別記様式第 5 号による」を「別に定める」に改め、同条第 3 項を削る。

第 18 条第 1 項中「別記様式第 10 号による」を「別に定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第 18 条の 2 第 1 項中「別記様式第 10 号の 3 による」を「別に定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第 19 条第 1 項中「別記様式第 10 号の 4 による」を「別に定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第 19 条の 2 第 1 項中「別記様式第 10 号の 6 による」を「別に定める」に改め、同条第 2 項を削る。

第 21 条第 1 項中「別記様式第 12 号による」を「別に定める」に改め、同条第 2 項中「別記様式第 13 号による」を「別に定める」に改める。

第 22 条第 1 項中「条例第 13 条に係るものにあつては別記様式第 14 号又は別記様式

第14号の2に、条例第15条に係るものにあつては別記様式第14号の2の2、別記様式第14号の2の3又は別記様式第14号の2の4による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第14号の3による」を「別に定める」に改める。

第23条の2本文中「別記様式第15号による」を「別に定める」に改め、同条ただし書を削る。

第25条中「別記様式第17号による」を「別に定める」に改める。

第26条中「別記様式第18号若しくは別記様式第18号の2による」を「別に定める」に改め、「別記様式第19号による」を削る。

第27条第1項中「別記様式第20号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第21号による」を「別に定める」に改める。

第28条第1項中「別記様式第22号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第23号による」を「別に定める」に改める。

第29条第1項中「別記様式第24号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第25号による」を「別に定める」に改める。

第30条第2項中「別記様式第26号による」を「別に定める」に改める。

第31条中「別記様式第27号による」を「別に定める」に改める。

第32条中「別記様式第28号による」を「別に定める」に改める。

別記様式第1号から別記様式第28号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年1月4日からこの規則の施行の日前までの間に、改正前の規則で定める様式により作成する通知書その他の書類について、改正後の規則の規定の例により作成した書類は、改正後の規則の規定により作成したものとみなす。